

令和7年度 運営指導の結果について

令和7年度、4カ所の指定居宅介護支援事業所において運営指導を実施いたしました。その中の助言・指摘事項について共有させていただきます。

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメント手続き <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のケアプラン承諾日が、契約日より早い ・契約日等の各書類の日付が空欄 ・週間サービス計画書の一部記載漏れ ・サービス担当者会議の概要の記載漏れ ・経過記録データがない <p>等が見受けられた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書や重要事項説明書は当事者が相互に負うこととなる権利・義務を確認する重要な書類であり、個人情報保護の観点からも定期的に記載内容の検証を行うこと。 ・契約時は丁寧な説明を行うとともに、お互いに理解した上で、適正な日付で、契約締結の署名をすること。 ・「(1)受付・契約・インテーク(2)アセスメント(3)ケアプラン原案の作成(4)サービス担当者会議(5)ケアプランの実行(6)モニタリング(評価)」といった一覧の流れを踏まえて業務を行うこと。 ・書類等へ適切に記載・記録すること。
2	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員の勤務実績管理 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤日や出勤時間について、タイムカードと「従業者の勤務の体制及び勤務体系一覧表」と一致しない個所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務管理する意識を高め、記録すること。 ・管理者による出退勤時間、勤務日、振替日、時間外勤務時間等、勤務実態を明確に記録・管理すること。 ・勤務実態の管理体制を整備すること。
3	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待、衛生管理等の指針及び業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> ・各指針・計画について、同法人の他事業所のものや、ネット等からのダウンロードしたものに、当該居宅介護支援事業所の表紙をつけ製本したと思われるものがある。 ・各委員会組織が設置されている記載となっているが、設置の実態や委員会開催の実績が残っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待、衛生管理等の各指針・計画について、実際の利用者状況や居宅介護支援事業所の体制等の実情と照らし合わせながら検証すること。 ・各委員会組織の設置に向けて、居宅介護支援事業所及び同法人内で検討すること。 ・業務継続計画について検証を続けるとともに、居宅支援事業所内で情報共有し、有事・災害時に備え体制を整備すること。
4	<ul style="list-style-type: none"> ○研修・訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画は作成されているが、実績が残っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護、虐待防止、業務継続計画、感染症予防、居宅介護支援専門員の資質向上のための研修や訓練を実施・参加し、研修内容を記録するとともに、内容を居宅介護支援事業所内で情報共有すること。 ・各職員が研修内容を理解し資質向上に努めるとともに、管理者が主体となり、体制の整備・精査に務めること。
5	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程等の掲示等 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程・重要事項証明書等を事業所の見えやすい場所への掲示、閲覧可能な形で据え置くこと。また、ネット上で公開すること。
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメントに対する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な措置がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントについて、事業主が講ずべき措置をとること。